

お知らせ

国保

だより

KOKUHODAYORI

届け忘れはないですか

転入や転出等の場合はもちろんですが、加入している健康保険に変更があった場合、例えば社会保険など職場の健康保険に加入した時や、退職等で職場の健康保険をぬけた時は、14日以内に届けなければなりません。届け忘れがないか確認してください。

●社会保険をぬけた場合の必要書類

- ・ 離職証明書または社会保険資格喪失証明書（離職月日、保険証の記号・番号、被扶養者等の記載のあるもの）
- ・ 同じ世帯内で国民健康保険に加入している方がいる場合は国民健康保険の保険証

●社会保険等に加入した場合の必要書類

- ・ 新しく交付された保険証
- ・ 国民健康保険の保険証

～こんなときは届け出を！～

国保に加入するとき

- ・ 他の市区町村から転入したとき
- ・ 子供が生まれたとき
- ・ 職場の健康保険を脱退したとき（被扶養者からはずれたとき）
- ・ 生活保護を受けなくなったとき

国保を脱退するとき

- ・ 他の市区町村へ転出するとき
- ・ 死亡したとき
- ・ 職場の健康保険に加入したとき（被扶養者になったとき）
- ・ 生活保護を受けるようになったとき

その他の手続き

- ・ 氏名、世帯主、世帯を変更したとき
- ・ 市内で住所を変更したとき
- ・ 退職者医療制度の対象となったとき
- ・ 修学で他の市区町村に転出するため別の保険証が必要とき
- ・ 長期出張や長期の旅行、出稼ぎに行くため別の保険証が必要とき
- ・ 保険証をなくしたり、破損して使えなくなったとき

70歳未満の方は

入院前に申請してください

～窓口での支払いが軽減されます～

70歳未満の方が入院したとき、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、入院時の窓口での支払が限度額までとなり、高額療養費申請の必要がなくなります。

入院のご予定がある方は市民課国保年金係、または白沢総合支所市民福祉課での認定証の交付申請をお勧めします。

国民健康保険以外の方はご加入の健康保険窓口でご相談ください。

なお、限度額は下記の表のようになります。

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額 ※2
一般	80,100+ (総医療費-267,000) × 1%	44,400
上位所得 ※1	150,000+ (総医療費-500,000) × 1%	83,400
住民税非課税世帯	35,400	24,600

※1 上位所得とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯になります。所得の申告をしていない方がいる世帯も上位所得とみなされます。

※2 過去12カ月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

国民健康保険税のお支払い方法の変更について

国民健康保険税を4月より年金から天引きでお支払いいただいている方、または今年10月より年金から天引きでお支払い予定となっている方のうち、次の要件を満たす方は、お申し出により口座振替でお支払いいただくことができます。

◎過去2年間、国民健康保険税を確実に納付していた方が口座振替により納付する場合。

口座振替を希望する方には、「国民健康保険税納付方法変更申出書」を送付いたしますのでご請求ください。

◆問い合わせ先 税務課 市民税係 (☎内線164)

行政なんでも相談会が開かれます

～身近な相談役「行政相談委員」にお気軽にご相談を～

10月20日(月)から26日(日)までの一週間は、「秋の行政相談週間」です。

行政相談は、役所(国、県、市町村)や特殊法人などの仕事に関する苦情や困っていること、心配なこと、分からないこと、要望したいことなどの相談に応じ、その解決のお手伝いをするものです。

相談は自宅でも応じていますが、10月22日(水)には、下記の会場で相談会を行います。

◆日時 10月22日(水) 午前10時～午後3時

◆場所 中央公民館
白沢老人福祉センター
(2会場で行われます)

◆問い合わせ先 生活安全課 生活安全係 (☎内線112)

相談は無料で、秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

本宮市の行政相談委員



井上 進さん
本宮字馬場12
(☎33-2505)



藤井 剛さん
長屋字浦門42
(☎44-2243)

総務省では、本宮市を担当する行政相談委員として、2名を委嘱しています。相談は、自宅でも応じています。また、毎月、下記のとおり行われています。

●毎月第2水曜日(午前9時～11時30分)
場所：社会福祉協議会(本宮字馬場)

●毎月1日(午前9時～11時30分)
場所：白沢老人福祉センター(和田字石神)

結核は過去の病気ではありません

結核は、人から人にうつる感染症です。福島県内では、年間約250名の方が新たに結核を発症しています。そのうち、約6割が60歳以上の方です。

自分が結核だと気づかずに周りの人々にうつしてしまうことがあります。結核は、早期発見・早期治療により治すことができます。

【こんな時はすぐに病院へ】

- ・ 長引く咳(2週間以上)
- ・ 長引く、体のだるさ
- ・ 胸の痛み
- ・ タンが出る
- ・ 長引く微熱
- ・ 体重減少

【次のことを心がけましょう】

- ・ 65歳以上の方は、年に1回胸部レントゲン検査を受けましょう。また、精密検査が必要となった場合は、自覚症状がなくても必ず受診しましょう。
- ・ 生後6カ月までにBCG接種を受けましょう。

◆結核に関する問い合わせ先

県北保健福祉事務所
医療薬事課 感染症予防チーム
☎024-534-4113

【募金にご協力をお願いします】

結核撲滅のための複十字シール運動は、世界から結核をなくす運動として取り組まれています。そのため、この募金にご理解とご協力をお願いいたします。「本宮市健康を守る連盟会員」による募金活動をもとみや秋祭り会場にて行います。

健康を守る連盟会長 三坂トモ子

◆募金に関する問い合わせ先

- ・ 保健福祉課 健康づくり係 (☎内線133)
- ・ 白沢保健センター (☎44-4188)

「かんきょう炭」(炭化肥料)のご案内

安達地方広域行政組合あたり環境共生センターでは、尿汚泥を浄化する際に発生する汚泥、農業集落排水処理施設脱水汚泥および管内中学校給食センターなどからの生ごみを利用して、し尿汚泥肥料「かんきょう炭」を作っています。

この肥料は、高温で炭化しているため、雑草の種子および病原菌は完全に死滅しており、衛生的で臭いのない自然

環境にやさしい肥料です。家庭園芸用肥料として、ぜひ、お試ください。

◆肥料の料金

現在は、多くの方々が無償でご利用いただいています。が、処理コストの増加もあり、平成20年12月1日受付分から、1袋(15キログラム入り)当り100円のご負担をお願いすることになりました。

◆申込方法 電話等による予約制となります。なお、一回のお申込みで80袋までとなります。また、配達はしません。

◆申し込み先 安達地方広域行政組合 あたり環境共生センター 二本松市上竹2-172 ☎22-0958

※詳しくは安達広域行政組合ホームページ <http://www.adachi-kouiki.nihonmatsu-fukushima.jp/> に掲載していますのでご覧ください。